

神奈川県異業種連携協議会

規約

神奈川県異業種連携協議会規約

(名称および事務局)

第1条 本会は、神奈川県異業種連携協議会(略称：イグレン)と称し、1984年(昭和59年)4月20日設立し、事務局を横浜市中区尾上町5-80の神奈川中小企業センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、中小企業支援のため、異業種連携づくりと、連携体相互の情報交流を推進することにより、神奈川県内における異業種交流活動や新たな連携活動を活発化し、もって神奈川県の地域経済振興に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) グループ及びプロジェクトの設立及び活動の支援
- (2) 定例会(フォーラム)の開催
- (3) 異業種交流・連携セミナーの開催
- (4) 商談会の開催並びに企業間連携のあっせん
- (5) 会報の発行及びホームページ等における広報活動
- (6) 国際的交流及び連携の推進
- (7) 産学連携の推進並びに学生の中小企業見学ツアーの実施
- (8) 横浜・川崎・横須賀・小田原・海老名等における地域産学交流サロンの運営
- (9) 県規模の異業種交流・連携大会の開催
- (10) その他の異業種連携の推進に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次のものとする。

- (1) 異業種交流や連携を目的とするグループ・団体・NPO法人
- (2) 本会の趣旨に賛同する企業
- (3) 本会の趣旨に賛同する個人
- (4) 本会を支援する個人(サポーター)

(解説)「支援者(サポーター)」は、本会の活動を支援する個人で、正会員ではないので、総会等での議決権はない。ただし本会の活動をよりよく知っていただくため、情報の提供、事業参加のお誘い等は適宜行い、将来の正会員候補として位置付ける。

(会費)

第5条 会員は、別に定める会費を所定の期日までに納入しなければならない。ただし必要があるときは、臨時会費を徴収することができる。

2 すでに徴収した会費は返却しない。

(役員等)

第6条 本会には、議長、副議長若干名、理事若干名、監事2名を置く。

- (1) 理事及び監事は、会員のうちから総会で選出する。
- (2) 議長、副議長は理事のうちから互選する。
- (3) 議長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (4) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 監事は、本会の会務を監査する。
- (6) 議長は、会務の円滑な処理のため、理事のうちから専務理事・常務理事を指名することが出来る。

(解説)本会は、設立当初「グループ連合体」であったため、理事は原則としてグループ・団体から推薦されていたが、その後、会員構成が企業・個人会員の増加とともに、各階層から推薦されるようになり、今日に至っている。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任はさまたげない。

- 2 異動のあった場合は、前任者の任期とする。なお、任期満了の場合においても、次回の選任が済むまでは在任する。

(総会・理事会)

第8条 定期総会は、議長が召集し、年1回開催する。

- 2 総会は、本会の運営に関する基本的事項について議決する。必要があれば、臨時総会を開催することが出来る。
- 3 理事の三分の一以上の要求があれば、議長は臨時総会を開催しなければならない。その場合、予め議題を会員に告知しなければならない。
- 4 理事会は、原則として年4回開催し、本会の運営に関する重要事項を審議、決定する。

(事務局)

第9条 本会の会務を処理するため事務局を設ける。

- 2 事務局は専務理事が管掌し、必要により常務理事に役割分担させることが出来る。
- 3 専務理事は、事務処理のため、事務局長・事務局次長及び書記若干名を置く。
- 4 事務局長は、専務理事が任命し、事務局次長及び書記は事務局長が任命する。
- 5 部門別の活動を推進するため、担当参事を置くことが出来る。担当参事は専務理事が任命する。

(経費)

- 4 本会の経費は、会費、寄付金及びその他による。

(会計年度)

- 5 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任事項)

- 6 この規約に定めがあるもののほか本会の運営に関し必要な事項は、議長が理事会の

同意を得て定める。

附則 本規約は、1984年(昭和59年)4月20日から適用する。

(この期間の改訂経過については削除)

本規約は、2013年(平成25年)6月24日から適用する。(名称変更)

本規約は、2013年(平成25年)8月27日から適用する。(役員名称再変更)

本規約は、2019年(平成31年)4月1日から適用する。(会費規定の変更)

会費規定

本会規約第5条の会費は、次のとおりとする。

A グループ・団体・NPO法人は、年会費2万円とする。

B 企業は、年会費1万5千円とする。

C 個人は、年会費5千円とする。

D 支援者(サポーター)は、年会費1千円とする。

(解説)NPO法人は、活動状況の実態に合わせて、A・B・Cのいずれかを選択することが出来る。

⇒各会費金額を1口とし、「原則1口以上」とする。